

1 2. 社会参加の推進・バリアフリー

【現状と意見】

＜○地域自立支援協議会 ◎障害者施策推進協議会での意見＞

- 生活介護や就労移行支援で送迎を行っている事業所が少なく、家族の高齢化などにより付添者がいない場合は通所できないことがあります。
- 移動支援のヘルパーが不足しており、ヘルパーの確保ができない状況であり、定期的な通所などにも移動支援を使えるようにすることが求められています。
- 入所施設職員のマンパワーだけでは十分に移動の支援ができず、施設入所者への移動支援が不足することがあります。
- 定期的な通所や施設入所者の外出を支援する仕組みや社会資源の開発が求められています。
- ◎道路の段差解消は進んでいますが、更なる改善が求められています。
- ◎点字ブロック上に自転車や荷物が置かれている、車いすマークのある駐車場に健常者が駐車しているなど、市民理解の不足が認められるため、行政による啓発が必要です。
- ◎まちのバリアフリー化に関しては、当事者がいなければ漏れてしまう視点もあるため、当事者を入れた検討が求められています。
- ◎バリアフリーについて、物理的なバリアフリーだけでなく、制度的なバリアフリーや情報のバリアフリー、心のバリアフリーについても取り組んでいくことが求められています。

【施策の方向性】

障がいのある人の社会参加を進めるためには、外出のための支援や日中活動の場が必要です。障害者差別解消法により、行政機関等及び事業者は、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備に努めなければならないとされています。

障がいのある人が、社会参加を進め、それぞれのニーズや障がいの状況に応じて、自ら選択できるよう、さまざまな日中活動の場を提供していきます。

障がいのある人も安心して外出できるよう、「ユニバーサルデザイン」の視点から、都市環境の整備を進めていきます。また、障がいのある人の外出ニーズに対応した外出のための支援を行っていきます。

(1) 日中活動の場の
充実

①地域活動支援センター

障がいのある人などが地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行う施設として、創作的活動や生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図り、地域の実情に応じてサービスを提供していきます。

②発達障がい者

市内4か所で実施している、発達障がいのある人がほっとできる場や、日常生活や就労に向けた社会訓練も受けられる場の提供を行う居

	<p>場所事業を引き続き推進していきます。</p>
	<p>③働く障がい者</p> <p>働く障がいのある人の居場所やグループによる趣味の活動、ちょっとした気の休まる交流の場づくりなどについて取り組んでいきます。</p>
(2) 余暇活動の推進	<p>活発な余暇活動は、休日などを充実して過ごすために不可欠なものです。ボランティアや障がいのある人のグループなどによる多彩な余暇活動を行っていきます。また、同じ状況にある仲間によるボランティア活動など社会貢献を通じて、障がいのある人が支援を受ける対象としてだけでなく、共に支える役割を担うことを実感できる取り組みを推進していきます。</p>
(3) スポーツ・文化活動などの促進	<p>①障がい者スポーツ</p> <p>地域の方々が障がい者スポーツを体験することにより障がいや障がい者スポーツの理解を深められるよう、地域団体やスポーツ関係者と連携を図り、地域のスポーツ施設や学校などを利用して身近に障がい者スポーツに触れられる機会を拡大します。</p> <p>障がい者スポーツの競技人口の拡大を図り、東京オリンピック・パラリンピックへの関心の高まりに合わせて、競技団体と協力して選手の発掘・育成に取り組めます。</p>
	<p>②文化活動</p> <p>障がいのある人の暮らしを豊かにするため、「こうべ障害者音楽フェア ジョイフルコンサート」・「ハートでアートこうべ」など障がいのある人が参加する様々な文化活動についての情報を収集し、発信していくことで、障がいのある人の文化活動への関心を高め、文化活動の振興を図ります。</p> <p>博物館の入場料割引や各種鑑賞割引を行うなど、障がいのある人が文化芸術に親しめるような支援を行っていきます。</p>
(4) 外出のための支援	<p>①外出・移動への支援</p> <p>ガイドヘルプ（移動支援）・同行援護・行動援護など、社会参加の推進を図る外出・移動を支援する事業の実施にあたっては、事業の実施状況、利用者のニーズの把握に努めながら、実施していきます。</p> <p>また、視覚障害者トータルサポート事業において歩行訓練を引き続き実施していきます。</p>
	<p>②福祉乗車制度・タクシー利用助成・自動車燃料費助成</p> <p>障がいのある人の社会参加を促進するため、地下鉄・バスなどで利</p>

用できる福祉乗車制度と、電車・バスの利用が困難な重度の方を対象とした重度心身障害者タクシー利用助成を実施しています。

平成24年9月に報告のありました「福祉乗車証のあり方検討会」において、障がいのある人の移動支援施策の利用実績を把握し、障がいのある人の社会参加を促進するための施策となっているか検証していく必要があるとされました。

これを受け、現在、移動支援施策全体のあり方について、障害者施策推進協議会において検討を進めているところであり、平成28年10月より自動車燃料費助成制度を新たに開始し、移動支援の選択肢を増やしていきます。

今後も自動車燃料費助成を含めた移動支援施策全体の再構築を検討していきます。

③その他割引制度

障がいのある人を対象とした移動支援の割引制度として各道路公社が実施している有料道路通行料の割引制度、各交通機関が実施している交通費の割引制度がありますが、精神障がいのある人についても対象に含まれるよう働きかけをしていきます。

④補助犬

補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）は、障がいのある人の社会参加を支えるものとなっています。公共交通機関だけでなく、民間のホテルやレストランなどいろいろな人が多数利用する施設でも、補助犬を活用できるよう啓発に努めていきます。

(5)ユニバーサルデザインのまちづくり

誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを実現するため、ユニバーサルデザインの普及・啓発とともに、公共交通施設や建築物のバリアフリー化を進めます

①ユニバーサルデザインの普及・啓発

誰もが安心して快適に暮らせる「人にやさしい・人がやさしい」ユニバーサル社会の実現のため、ユニバーサルデザインの考え方を将来の神戸を担う子どもや学生に広く啓発し、一人ひとりを大切にする意識づくりを進めます。

②誰もがくらしやすいまちづくりの推進

神戸市バリアフリー基本構想をはじめ、ユニバーサルデザインの理念のもと、旅客施設、建築物、道路、公園などのバリアフリー化により、誰もがくらしやすいまちづくりを進めます。

③心のバリアフリーの推進

障がいのある人などへの配慮の必要性や適性な支援方法について

理解を深めるため、「心のバリアフリー研修」を実施するほか、「神戸市みんなの手話言語条例」による手話への理解促進・普及などにより、心のバリアフリーを進めます。

(6) バリアフリー化
の推進

① 道路整備

バリアフリー道路特定事業計画に基づき、重点整備地区における生活関連経路などの整備を進めます。また、重点整備地区以外においても歩道の波打ちや段差を解消するとともに、視覚障がい者用誘導ブロックの敷設、防護柵や街路灯の増設・照度アップなど誰もが歩きやすい安全で安心なみちづくりを進めていきます。坂道や病院周辺の生活に身近な道路について、ベンチや手すりの設置を推進していきます。

② 公共施設など

主要園路の段差解消などを引き続き進め、誰もが使いやすい公園づくりを進めていきます。

また、高齢者や障がいのある人など誰もが使いやすい地下鉄駅施設の整備に取り組み、障がい者用トイレのオストメイト対応、誘導点字ブロックの JIS 規格型への改良を行っています。利用者の安全に配慮して新規に西神・山手線 三宮駅に転落防止ドア（ホームドア）を設置します。

神戸市内の小・中学校の各教室に空調を整備しています。

公共施設にはエレベーターの設置を推進するなど、バリアフリー化を推進します。

③ やさしいバスの導入

人にやさしいバスの導入を進め、神戸市では市営バスの総在籍車両の全てを乗り降りがしやすいノンステップバス、ワンステップバスなど（交通バリアフリー法の移動円滑化基準適合車）にしています。

④ 音響信号機

音響信号機などバリアフリー対応型信号機の整備や、安全な交通を確保する観点からのバリアフリー化について国や県に要望するなど、実現に向けて検討していきます。

⑤ サイン整備

交通機関でのエレベーター、トイレなど主要設備や路線案内などは、ピクトグラムを活用するなど、誰にでもわかりやすいものとしていきます。また、運行情報案内については、文字や音声による情報提供を行うなどサイン整備をはじめとする情報提供手段を含めた総合的なバリアフリー化への取り組みを推進していきます。

⑥多目的トイレなど

大型ベッドなどを含めた多目的トイレの設置を推進していきます。

⑦啓発

点字ブロックの上に自転車を駐輪するなど、バリアフリーのための整備を行っていても活かさない場合があります。ユニバーサルデザインの取り組みが活かせるよう、積極的に啓発活動を行っていきます。

兵庫県が実施している、譲りあい感謝マークや兵庫ゆずりあい駐車場などをホームページへ掲載したり、障がいのある人にサービスの内容を紹介する「障害者福祉のあらまし」に掲載したり、区役所などで案内のちらしを配布するなど、制度の普及活動に協力していきます。

13. 啓発

【現状と意見】

<◇障がい者生活実態調査>

◇差別や偏見をなくすために必要なことについて「学校での教育」が多くなっています。

<○地域自立支援協議会 ◎障害者施策推進協議会での意見>

○地域の中で障がいに対する理解が依然として得られていない状況があります。

○障がいのある人のスポーツイベントや文化等の普及による地域との交流の機会の確保が求められています。

○障害者差別解消法の施行に合わせて、地域や企業に対する啓発が必要です。

◎研修や講演会、イベントの参加者は関係者が多く、市民の参加が少ない状況です。

【施策の方向性】

障がい者施策は、市民の幅広い理解を得ながら進めていくことが必要です。障がいのある人への理解不足から、地域での生活が困難となっている場合があります。

障害者差別解消法により、地方公共団体は、障がいを理由とする差別の解消について、市民の関心と理解を深めるとともに、特に、障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとされています。

障がいのある人が、社会の一員として等しくその人権や意思が尊重される社会の実現をめざして、啓発に取り組みます。

(1) あらゆる機会をとらえた啓発の実施	①障害者週間（毎年12月3日から9日まで） 障害者週間に、新聞や広報紙などに啓発記事を掲載したり、啓発作文やポスターの募集などの取り組みを通じて、障がいや障がいのある人についての理解を深めるための啓発を行っていきます。
	②ふれあいのまちKOB E・愛の輪運動 市社会福祉協議会が事務局を務める「ふれあいのまちKOB E・愛の輪運動」の一環として、障がいや障がいのある人に対する理解を深める活動を行っていきます。 市民に障がいの特性や障がいのある人が困っていることなどについて知ってもらい、ちょっとした配慮ができる人を増やしていくことを目的とした「障がいサポーター養成講座」などを実施していきます。
	③ボランティア講座 こころの健康センターや市社会福祉協議会、区社会福祉協議会などで、ボランティア講座を実施し、ボランティア活動をするための支援を進めていきます。また、市民福祉大学やシルバーカレッジなどを開催します。

	<p>④様々な広報手段の活用</p> <p>新聞・情報誌などのメディアを活用した啓発、冊子・パンフレットといった広報印刷物などによる広報を行います。また、ホームページを活用した情報発信の拡充に取り組みます。</p>
(2)対象を絞った啓発の実施	<p>①子ども</p> <p>将来を担う子どもたちに、障がいについての正しい理解を深め、障がいのある人とともに学びともに暮らす共生社会について考えてもらうため、教室での福祉教育とともに、学校内での特別支援学級との交流、トライやるウィークやワークキャンプ、特別支援学校との交流など学校教育の場を中心に障がいのある人とない人の交流機会の拡大や福祉活動の体験学習を継続し、「生きる力」とともに、思いやりのある「ともに生きる心」を育てていきます。</p>
	<p>②地域</p> <p>地域社会において、障がいや障がいのある人への正しい理解を共有するため、各区の自立支援協議会が講演会やイベントを開催します。</p>
	<p>③市職員</p> <p>公共サービスに従事している市職員に対して、職員研修などを実施し、障がいと障がいのある人についての正しい理解を深めていきます。</p>
	<p>④企業</p> <p>神戸市では、事業主の方々から障害者雇用や障害者福祉施設への業務発注・商品購入についての相談などを受け付けるしごと開拓員を地域障害者就労推進センターに配置しています。本事業の啓発などにより、障がいのある人の雇用創出に努めます。</p>
(3)障がい及び障がい者理解の促進	<p>①発達障がい・難病・高次脳機能障がいへの理解</p> <p>市民が発達障がいや難病、高次脳機能障がいなどの障がいのある人の日常生活や生きづらさを、正しく理解できるよう啓発活動などに努めていきます。</p>
	<p>②補助犬</p> <p>補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）は、障がいのある人の社会参加を支えるものとなっています。公共交通機関だけでなく、民間のホテルやレストランなどいろいろな人が多数利用する施設でも、補助犬が活用できるよう啓発していきます。</p>
	<p>③障がいのある人に関するマークの普及啓発</p>

	<p>障がいのある人に配慮した施設であることを示す補助犬マークや耳マーク、オストメイトマーク、それぞれの障がいについて分かりやすく表示するための障がい者のための国際シンボルマークやハートプラスマーク、譲りあい感謝マークなどの普及啓発を行い、障がいについての理解を深め、障がいのある人にとって配慮の得やすい環境づくりを推進します。</p>
(4)障がいのある人とない人との交流	<p>①イベントなど 障がいのある人を理解するきっかけとして、街頭やイベントなどでの「ふれあい商品」の販売、障がいのある人とない人が同じ場所で活動し、触れ合いの機会を創出するしあわせの村などでの交流イベント、地域において障がいのある人にもない人にも多様な障がい者スポーツ種目を体験もらい、スポーツを通じてふれあいの場を提供するイベントなどの実施により相互理解を促進していきます。</p>
	<p>②特別支援学校 特別支援学校では、地域に開かれた行事を実施して、地域の様々な人と交流することにより、障がいのある人とない人の相互理解を促進していきます。また、学校に対する地域住民によるボランティア活動を通じて、さらに相互理解を深めるよう取り組んでいきます。</p>
	<p>③福祉施設 福祉施設では、地域に開かれた行事を実施して、地域の様々な人と交流することにより、障がいのある人とない人の相互理解を促進していきます。</p>
	<p>④市民フォーラムの開催 市民の障がいや障がいのある人に対する関心を高め、理解を深めるため、日常生活の悩みや生きづらさについて、障がいのある人により発表してもらう市民フォーラムを開催します。</p>
	<p>⑤手話・点字などの啓発 手話や点字をはじめ、障害のある人のコミュニケーション手段について、市民の理解の促進と普及をすすめていきます。</p>
(5)ともに暮らす社会をめざして	<p>障がいのある人が、あいさつや近所づきあい、地域活動に参加して、地域とのかかわりの中で、自分の情報を発信していくことで、職場や学校、地域での理解が促進できるようにしていきます。</p>